

農業者の皆さんへ

来年1月1日から

農業者年金制度が 変わります



1、新制度のポイント

○食料、農業、農村基本法の理念に即した、担い手の確保を目的とした政策年金で、加入者、受給者数により大きく影響されない長期的に安定する積立方式です。

○意欲ある担い手に政策支援（保険料助成）が行われます。

本人拠出分は65歳から、政策支援分は将来、経営継承したときから年金を受け取ることになります。（いずれも60歳までの繰上げ支給可能）

○基本保険料は2万円で千円刻みで6万7千円まで増口可能で、全額保険料控除の対象になります。

○任意加入のみとなり、60歳未満の国民年金第1号被保険者であれば誰でも加入できます。

2、現行制度の加入者、待期者の方

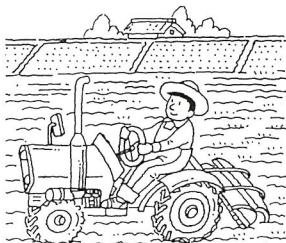
○現行制度で納付した保険料については、①保険料を20年以上すでに納めた人、②20年以上納めていないとそれまで保険料を納めた期間（カラ期間を含む）と平成14年1月1日から65歳までの期間の合計が20年以上になる人は、将来年金として受け取るか、特例脱退一時金として受け取るか選択することになります。

3、既に年金を受給している方

○平成14年1月1日以降物価スライドは無くなり平均9.8%の削減になります。

問合せ 農業委員会

☎(84)1211
内線1411



お年寄りの住まいの不安をなくします。



高齢者の持ち家のバリアフリーア化を促進
高齢者向けの民間賃貸住宅

高齢者の持ち家のバリアフリーア化を推進

高齢者自身が自宅をバリアフリーア化（障壁を取り除いた）高齢者向け優良賃貸住宅を建設したり、既存の住宅を高齢者向けの優良賃貸住宅とするためにバリアフリー・リフォームしたりする場合に補助や税制上の優遇措置が受けられます。

バリアフリー・リフォームを行い、高齢者向け優良賃貸住宅とする目的で、既存の住宅を購入する場合は住宅金融公庫融資の特例により、その購入費の融資を受けられます。

高齢者が安心して入居できる賃貸住宅市場を整備

高齢者自身が自宅をバリアフリーア化（障壁を取り除いた）高齢者向け優良賃貸住宅を建設したり、既存の住宅を高齢者向けの優良賃貸住宅とするためにバリアフリー・リフォームしたりする場合に補助や税制上の優遇措置が受けられます。

高齢者自身が自宅をバリアフリーア化（障壁を取り除いた）高齢者向け優良賃貸住宅を建設したり、既存の住宅を高齢者向けの優良賃貸住宅とするためにバリアフリー・リフォームしたりする場合に補助や税制上の優遇措置が受けられます。

高齢になると、階段やお風呂など家中でけがをするのではないか、賃貸住宅への入居を断られるのではないか、といった住まいに関する様々な不安が生じてきます。
そうした不安をなくし、高齢者が安心して生活できる居住空間をつくるため、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が今年4月に制定されました。

問合せ

都市建設課都市整備室

☎(84)1211
内線1632